労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第百五十八号）新旧対照条文

○労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

（健康管理手帳の交付）

第五十三条　法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める要件に該当する者は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の施行の日以降において、次の表の上欄に掲げる業務に従事し、その従事した業務に応じて、離職の際に又は離職の後に、それぞれ、同表の下欄に掲げる要件に該当する者その他厚生労働大臣が定める要件に該当する者とする。

業務	要件
（略）	
令第二十三条第十一号の業務（石綿等（令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を製造し、又は取り扱う業務に限る。）	次のいずれかに該当すること。 一　両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。 二　石綿等の製造作業、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修若しくは除去の作業、石綿等の吹付けの作業又は石綿等が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業（吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。）に一年以上従事した経験を有し、かつ、初めて石綿等の粉じんにばく露した日から十年

現行

（健康管理手帳の交付）

第五十三条　法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める要件に該当する者は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の施行の日以降において、次の表の上欄に掲げる業務に従事し、その従事した業務に応じて、離職の際に又は離職の後に、それぞれ、同表の下欄に掲げる要件に該当する者その他厚生労働大臣が定める要件に該当する者とする。

業務	要件
（略）	
令第二十三条第十一号の業務	次のいずれかに該当すること。 一　両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。 二　石綿等（令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）の製造作業、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修若しくは除去の作業、石綿等の吹付けの作業又は石綿等が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業（吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。）に一年以上従事した経験

	以上を経過していること。 三　石綿等を取り扱う作業（前号の作業を除く。）に十年以上従事した経験を有していること。 四　前二号に掲げる要件に準ずるものとして厚生労働大臣が定める要件に該当すること。
令第二十三条第十一号の業務（石綿等を製造し、又は取り扱う業務を除く。）	両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。

2　（略）

3　前項の申請をしようとする者は、健康管理手帳交付申請書（様式第七号）に第一項の要件に該当する事実を証する書類（当該書類がない場合には、当該事実についての申立て書）（令第二十三条第八号又は第十一号の業務に係る前項の申請（同号の業務に係るものについては、第一項の表令第二十三条第十一号の業務（石綿等（令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を製造し、又は取り扱う業務に限る。）の項第二号から第四号までの要件に該当することを理由とするものを除く。）をしようとする者にあつては、胸部のエックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による写真を含む。）を添えて、所轄都道府県労働局長（離職の後に第一項の要件に該当する者にあつては、その者の住所を管轄する都道府県労働局長）に提出しなければならない。

別表第二（第三十条関係）

物	含有量（重量パーセント）
（略）	
酢酸メチル	一パーセント未満

	を有し、かつ、初めて石綿等の粉じんにばく露した日から十年以上を経過していること。 三　石綿等を取り扱う作業（前号の作業を除く。）に十年以上従事した経験を有していること。 四　前二号に掲げる要件に準ずるものとして厚生労働大臣が定める要件に該当すること。

2　（略）

3　前項の申請をしようとする者は、健康管理手帳交付申請書（様式第七号）に第一項の要件に該当する事実を証する書類（当該書類がない場合には、当該事実についての申立て書）（令第二十三条第八号又は第十一号の業務に係る前項の申請（同号の業務に係るものについては、第一項の表令第二十三条第十一号の業務の項第一号の要件に該当することを理由とするものに限る。）をしようとする者にあつては、胸部のエックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による写真を含む。）を添えて、所轄都道府県労働局長（離職の後に第一項の要件に該当する者にあつては、その者の住所を管轄する都道府県労働局長）に提出しなければならない。

別表第二（第三十条関係）

物	含有量（重量パーセント）
（略）	
酢酸メチル	一パーセント未満

次亜塩素酸カルシウム	一パーセント未満
（略）	
鉛化合物（令第十八条第二十四号に掲げる鉛化合物をいう。）	〇・一パーセント未満
ニツケル化合物（ニツケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。）	〇・一パーセント未満
ニツケルカルボニル	〇・一パーセント未満
（略）	
ピクリン酸	―
砒素又はその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）	〇・一パーセント未満
フエノール	〇・一パーセント未満
（略）	
備考　（略）	

三酸化砒素	〇・一パーセント未満
次亜塩素酸カルシウム	一パーセント未満
（略）	
鉛化合物（令第十八条第二十四号に掲げる鉛化合物をいう。）	〇・一パーセント未満
ニツケルカルボニル	〇・一パーセント未満
（略）	
ピクリン酸	―
フエノール	〇・一パーセント未満
（略）	
備考　（略）	

○特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

（定義等）

第二条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二　（略）

三　特定第二類物質　第二類物質のうち、令別表第三第二号1、2、4から7まで、12、17、19、20、23、24、26、27、28から30まで、31の2及び34から36までに掲げる物並びに別表第一第一号、第二号、第四号から第七号まで、第十二号、第十七号、第十九号、第二十号、第二十三号、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号の二及び第三十四号から第三十六号までに掲げる物をいう。

四～七　（略）

2・3　（略）

第五条　事業者は、特定第二類物質のガス、蒸気若しくは粉じんが発散する屋内作業場（特定第二類物質を製造する場合、特定第二類物質を製造する事業場において当該特定第二類物質を取り扱う場合、燻（くん）蒸作業を行う場合において令別表第三第二号17、20若しくは31の2に掲げる物又は別表第一第十七号、第二十号若しくは第三十一号の二に掲げる物（以下「臭化メチル等」という。）を取り扱うとき、及び令別表第三第二号30に掲げる物（以下「ベンゼン等」という。）を溶剤（希釈剤を含む。第三十八条の十六において同じ。）として取り扱う場合に特定第二類物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場を除く。）又は管理第二類物質のガス、蒸気若しくは粉じんが発散する屋内作業場については、当該特定第二類物質若しくは管理第二類物質のガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する

現行

（定義等）

第二条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二　（略）

三　特定第二類物質　第二類物質のうち、令別表第三第二号1、2、4から7まで、12、17、19、20、23、24、26から30まで、31の2及び34から36までに掲げる物並びに別表第一第一号、第二号、第四号から第七号まで、第十二号、第十七号、第十九号、第二十号、第二十三号、第二十四号、第二十六号から第三十号まで、第三十一号の二及び第三十四号から第三十六号までに掲げる物をいう。

四～七　（略）

2・3　（略）

第五条　事業者は、特定第二類物質のガス、蒸気若しくは粉じんが発散する屋内作業場（特定第二類物質を製造する場合、特定第二類物質を製造する事業場において当該特定第二類物質を取り扱う場合、燻（くん）蒸作業を行う場合において令別表第三第二号17若しくは20に掲げる物又は別表第一第十七号若しくは第二十号に掲げる物（以下「臭化メチル等」という。）を取り扱うとき、及び令別表第三第二号30に掲げる物（以下「ベンゼン等」という。）を溶剤（希釈剤を含む。第三十八条の十六において同じ。）として取り扱う場合に特定第二類物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場を除く。）又は管理第二類物質のガス、蒸気若しくは粉じんが発散する屋内作業場については、当該特定第二類物質若しくは管理第二類物質のガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプ

設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。ただし、当該特定第二類物質若しくは管理第二類物質のガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置の設置が著しく困難なとき、又は臨時の作業を行うときは、この限りでない。

２　（略）

（測定及びその記録）

第三十六条　（略）

２　（略）

３　事業者は、前項の測定の記録のうち、令別表第三第一号１、２若しくは４から７までに掲げる物又は同表第二号４から６まで、８、12、14、19、23の２、24、26、27の２、29、30、31の２若しくは32に掲げる物に係る測定の記録並びに同号11若しくは21に掲げる物（以下「クロム酸等」という。）を製造する事業場においてクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る測定の記録については、三十年間保存するものとする。

（測定結果の評価）

第三十六条の二　（略）

２　（略）

３　事業者は、前項の評価の記録のうち、令別表第三第一号６に掲げる物又は同表第二号４から６まで、14、19、23の２、24、27の２、29、30若しくは31の２に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸等を製造する事業場においてクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る評価の記録については、三十年間保存するものとする。

（掲示）

ッシュプル型換気装置を設けなければならない。ただし、当該特定第二類物質若しくは管理第二類物質のガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置の設置が著しく困難なとき、又は臨時の作業を行うときは、この限りでない。

２　（略）

（測定及びその記録）

第三十六条　（略）

２　（略）

３　事業者は、前項の測定の記録のうち、令別表第三第一号１、２若しくは４から７までに掲げる物又は同表第二号４から６まで、８、12、14、15、19、24、26、29、30、31の２若しくは32に掲げる物に係る測定の記録並びに同号11若しくは21に掲げる物（以下「クロム酸等」という。）を製造する事業場においてクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る測定の記録については、三十年間保存するものとする。

（測定結果の評価）

第三十六条の二　（略）

２　（略）

３　事業者は、前項の評価の記録のうち、令別表第三第一号６に掲げる物又は同表第二号４から６まで、14、15、19、24、29、30若しくは31の２に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸等を製造する事業場においてクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る評価の記録については、三十年間保存するものとする。

（掲示）

第三十八条の三　事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号4から6まで、8、11、12、14、19、21、23の2、24、26、27の2、29、30、31の2若しくは32に掲げる物若しくは別表第一第四号から第六号まで、第八号、第十一号、第十二号、第十四号、第十九号、第二十一号、第二十三号の二、第二十四号、第二十六号、第二十七号の二、第二十九号、第三十号、第三十一号の二若しくは第三十二号に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。）には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一～四　（略）

（燻蒸作業に係る措置）

第三十八条の十四　事業者は、臭化メチル等を用いて行う燻蒸作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならない。

一　燻蒸に伴う倉庫、コンテナー、船倉等の燻蒸する場所における空気中のシアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度の測定は、当該倉庫、コンテナー、船倉等の燻蒸する場所の外から行うことができるようにすること。

二～六　（略）

七　倉庫燻蒸作業又はコンテナー燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。

イ～ハ　（略）

ニ　倉庫若しくはコンテナーの燻蒸した場所にとびら等を開放した後初めて労働者を立ち入らせる場合又は一部を燻蒸中の倉庫内の燻蒸が行われていない場所に労働者を立ち入らせる場合には、あらかじめ、当該倉庫若しくはコンテナーの燻蒸した場所又は当該燻蒸が行われていない場所における空気中のシアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を

第三十八条の三　事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号4から6まで、8、11、12、14、15、19、21、24、26、29、30、31の2若しくは32に掲げる物若しくは別表第一第四号から第六号まで、第八号、第十一号、第十二号、第十四号、第十五号、第十九号、第二十一号、第二十四号、第二十六号、第二十九号、第三十号、第三十一号の二若しくは第三十二号に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。）には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一～四　（略）

（燻蒸作業に係る措置）

第三十八条の十四　事業者は、臭化メチル等を用いて行う燻蒸作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならない。

一　燻蒸に伴う倉庫、コンテナー、船倉等の燻蒸する場所における空気中のシアン化水素又は臭化メチルの濃度の測定は、当該倉庫、コンテナー、船倉等の燻蒸する場所の外から行うことができるようにすること。

二～六　（略）

七　倉庫燻蒸作業又はコンテナー燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。

イ～ハ　（略）

ニ　倉庫若しくはコンテナーの燻蒸した場所にとびら等を開放した後初めて労働者を立ち入らせる場合又は一部を燻蒸中の倉庫内の燻蒸が行われていない場所に労働者を立ち入らせる場合には、あらかじめ、当該倉庫若しくはコンテナーの燻蒸した場所又は当該燻蒸が行われていない場所における空気中のシアン化水素又は臭化メチルの濃度を測定すること。この

測定すること。この場合において、当該燻蒸が行われていない場所に係る測定は、当該場所の外から行うこと。

八・九　（略）

十　はしけ燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。

イ～ホ　（略）

ヘ　燻蒸した場所若しくは当該燻蒸した場所に隣接する居住室等に天幕を外した直後に労働者を立ち入らせる場合又は燻蒸中の場所に隣接する居住室等に労働者を立ち入らせる場合には、当該場所又は居住室等における空気中のシアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。この場合において、当該居住室等に係る測定は、当該居住室等の外から行うこと。

十一　本船燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。

イ・ロ　（略）

ハ　燻蒸した船倉若しくは当該燻蒸した船倉に隣接する居住室等にビニルシート等を外した後初めて労働者を立ち入らせる場合又は燻蒸中の船倉に隣接する居住室等に労働者を立ち入らせる場合には、当該船倉又は居住室等における空気中のシアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。この場合において、当該居住室等に係る測定は、労働者に送気マスク、空気呼吸器又は隔離式防毒マスクを使用させるときのほか、当該居住室等の外から行うこと。

十二　第七号ニ、第十号ヘ又は前号ハの規定による測定の結果、当該測定に係る場所における空気中のシアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度が、次の表の上欄に掲げる物に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えるときは、当該場所に労働者を立ち入らせないこと。ただし、シアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を当該値以下とすることが著しく困難な場合であつて当該場所の排気を行う場合において、労働者に送気マスク、空気呼吸器又は隔離式防毒マスクを使用させ、かつ、監視人を置いたときは、当該労働者を、当該場所に立ち入らせることができる。

場合において、当該燻蒸が行われていない場所に係る測定は、当該場所の外から行うこと。

八・九　（略）

十　はしけ燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。

イ～ホ　（略）

ヘ　燻蒸した場所若しくは当該燻蒸した場所に隣接する居住室等に天幕を外した直後に労働者を立ち入らせる場合又は燻蒸中の場所に隣接する居住室等に労働者を立ち入らせる場合には、当該場所又は居住室等における空気中のシアン化水素又は臭化メチルの濃度を測定すること。この場合において、当該居住室等に係る測定は、当該居住室等の外から行うこと。

十一　本船燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。

イ・ロ　（略）

ハ　燻蒸した船倉若しくは当該燻蒸した船倉に隣接する居住室等にビニルシート等を外した後初めて労働者を立ち入らせる場合又は燻蒸中の船倉に隣接する居住室等に労働者を立ち入らせる場合には、当該船倉又は居住室等における空気中のシアン化水素又は臭化メチルの濃度を測定すること。この場合において、当該居住室等に係る測定は、労働者に送気マスク、空気呼吸器又は隔離式防毒マスクを使用させるときのほか、当該居住室等の外から行うこと。

十二　第七号ニ、第十号ヘ又は前号ハの規定による測定の結果、当該測定に係る場所における空気中のシアン化水素又は臭化メチルの濃度が、次の表の上欄に掲げる物に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えるときは、当該場所に労働者を立ち入らせないこと。

物	値
シアン化水素	三ミリグラム又は三立方センチメートル
臭化メチル	四ミリグラム又は一立方センチメートル
ホルムアルデヒド	〇・一ミリグラム又は〇・一立方センチメートル

備考　この表の値は、温度二十五度、一気圧の空気一立方メートル当たりに占める当該物の重量又は容積を示す。

2　事業者は、倉庫、コンテナー、船倉等の臭化メチル等を用いて燻蒸した場所若しくは当該場所に隣接する居住室等又は燻蒸中の場所に隣接する居住室等において燻蒸作業以外の作業に労働者を従事させようとするときは、次に定めるところによらなければならない。ただし、労働者が臭化メチル等により汚染されるおそれのないことが明らかなときは、この限りでない。

一　倉庫、コンテナー、船倉等の燻蒸した場所若しくは当該場所に隣接する居住室等又は燻蒸中の場所に隣接する居住室等における空気中のシアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。

二　前号の規定による測定の結果、当該測定に係る場所における空気中のシアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度が前項第十二号の表の上欄に掲げる物に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えるときは、当該場所に労働者を立ち入らせないこと。

（健康診断の実施）

第三十九条　事業者は、令第二十二条第一項第三号の業務（石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務を除く。）に常時従事する労働者に対し、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一

物	値
シアン化水素	十一ミリグラム又は十立方センチメートル
臭化メチル	六十ミリグラム又は十五立方センチメートル

備考　この表の値は、温度二十五度、一気圧の空気一立方メートル当たりに占める当該物の重量又は容積を示す。

2　事業者は、倉庫、コンテナー、船倉等の臭化メチル等を用いて燻蒸した場所又は当該場所に隣接する居住室等において燻蒸作業以外の作業に労働者を従事させようとするときは、次に定めるところによらなければならない。ただし、労働者が臭化メチル等により汚染されるおそれのないことが明らかなときは、この限りでない。

一　倉庫、コンテナー、船倉等の燻蒸した場所又は当該場所に隣接する居住室等における空気中のシアン化水素又は臭化メチルの濃度を測定すること。

二　前号の規定による測定の結果、当該測定に係る場所における空気中のシアン化水素又は臭化メチルの濃度が前項第十二号の表の上欄に掲げる物に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えるときは、当該場所に労働者を立ち入らせないこと。

（健康診断の実施）

第三十九条　事業者は、令第二十二条第一項第三号の業務（石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する業務を除く。）に常時従事する労働者に対し、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目

回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

2　事業者は、令第二十二条第二項の業務（石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務を除く。）に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、別表第三の上欄に掲げる業務のうち労働者が常時従事した同項の業務の区分に応じ、同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

3・4　（略）

別表第一（第二条、第五条、第三十六条、第三十八条の三関係）

一～十四　（略）

十五　削除

十六～二十三　（略）

二十三の二　ニツケル化合物（ニツケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。以下同じ。）を含有する製剤その他の物。ただし、ニツケル化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十四～二十七　（略）

二十七の二　砒素又はその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。以下同じ。）を含有する製剤その他の物。ただし、砒素又はその化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十八～三十六　（略）

別表第三（第三十九条関係）

業務	期間	項目
一）～六）（略）		

について医師による健康診断を行わなければならない。

2　事業者は、令第二十二条第二項の業務（同項第一号の二に掲げる物又は同項第二十三号に掲げる物（同項第一号の二に係るものに限る。）に係るものを除く。）に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、別表第三の上欄に掲げる業務のうち労働者が常時従事した同項の業務の区分に応じ、同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

3・4　（略）

別表第一（第二条、第五条、第三十六条、第三十八条の三関係）

一～十四　（略）

十五　三酸化砒素を含有する製剤その他の物。ただし、三酸化砒素の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十六～二十三　（略）

二十四～二十七　（略）

二十八～三十六　（略）

別表第三（第三十九条関係）

業務	期間	項目
一）～六）（略）		

（二十四）	（十九）～（二十三）（略）	（
ニッケル化合物（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務		（
六月		
一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 ニッケル化合物による皮膚、気道等に係る他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 皮膚、気道等に係る他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査		

	（二十）～（二十四）（略）	（十九）	（
		三酸化砒素（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	（
		六月	
		一 業務の経歴の調査 二 三酸化砒素による鼻粘膜の異常、呼吸器症状、口内炎、下痢、便秘、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 せき、たん、食欲不振、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿孔等の鼻腔の所見の有無の検査 五 皮膚炎、色素沈着、色素脱失、角化等の皮膚所見の有無の検査 六 尿中のウロビリノーゲンの検査 七 令第二十三条第五号の業務に五年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査	

（二十五）～（二十七）　（略）

（二十八）

砒素又はその化合物（これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

六月

一　業務の経歴の調査
二　作業条件の簡易な調査
三　砒素又はその化合物による鼻粘膜の異常、呼吸器症状、口内炎、下痢、便秘、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
四　せき、たん、食欲不振、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
五　鼻粘膜の異常、鼻中隔穿孔等の鼻腔の所見の有無の検査
六　皮膚炎、色素沈着、色素脱失、角化等の皮膚所見の有無の検査
七　令第二十三条第五号の業務に五年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査

（二十九）～（三十七）　（略）

別表第四（第三十九条関係）

業務	項目
（一）～（九）　（略）	

（二十五）～（二十七）　（略）

（二十八）～（三十六）　（略）

別表第四（第三十九条関係）

業務	項目
（一）～（九）　（略）	
（十）　三酸化砒素（これをその重量の一パーセントを超えて	一　作業条件の調査 二　医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは

(二十一)～(二十三)	（略）		
(二十四)	ニッケル化合物（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、尿中のニッケルの量の測定、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診、皮膚貼布試験、皮膚の病理学的検査、血液免疫学的検査、腎尿細管機能検査又は鼻腔の耳鼻科学的検査
(二十五)～(二十七)	（略）		
(二十八)	砒素又はその化合物（これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、尿中の砒素化合物（砒酸、亜砒酸及びメチルアルソン酸に限る。）の量の測定、肝機能検査、赤血球系の血液検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査
(二十九)～(三十七)	（略）		

		含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	特殊なエックス線撮影による検査、毛髪若しくは尿中の砒素の量の測定、肝機能検査、赤血球系の血液検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査
(二十一)～(二十四)	（略）		
(二十五)～(二十七)	（略）		
(二十八)～(三十六)	（略）		

別表第五（第三十九条関係）
一～六　（略）
七・八　（略）
九　ニッケル化合物を含有する製剤その他の物。ただし、ニッケル化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
十・十一　（略）
十二　砒素又はその化合物を含有する製剤その他の物。ただし、砒素又はその化合物の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
十三～十五　（略）

別表第五（第三十九条関係）
一～六　（略）
七　三酸化砒素を含有する製剤その他の物。ただし、三酸化砒素の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。
八・九　（略）
十・十一　（略）
十二～十四　（略）

○作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（証票） 第六十七条　（略） ２　法第四十一条第二項において準用する法第三十九条第二項の証票は、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）様式第二十一号の二の二による。	（証票） 第六十七条　（略） ２　法第四十一条第二項において準用する法第三十九条第二項の証票は、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）様式第二十一号の二の二による。
別表　作業場の種類（第三条―第五条、第六条、第十六条、第十七条、第五十一条の八、第五十二条、第五十四条、第五十九条、第六十一条関係）	別表　作業場の種類（第三条―第六条、第五十一条の八、第五十二条、第五十四条、第五十九条、第六十一条関係）
一～三　（略）	一～三　（略）
四　労働安全衛生法施行令別表第三第一号６に掲げる物若しくは同号８に掲げる物で同号６に係るもの若しくは同表第二号10、11、13、21、22、23の２、27の２若しくは33に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）別表第一第十号、第十一号、第十三号、第二十一号、第二十二号、第二十三号の二、第二十七号の二若しくは第三十三号に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又は労働安全衛生法施行令別表第四第一号から第八号まで、第十号若しくは第十六号に掲げる鉛業務（遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。）を行う屋内作業場	四　労働安全衛生法施行令別表第三第一号６に掲げる物若しくは同号８に掲げる物で同号６に係るもの若しくは同表第二号10、11、13、15、21、22若しくは33に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）別表第一第十号、第十一号、第十三号、第十五号、第二十一号、第二十二号若しくは第三十三号に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又は労働安全衛生法施行令別表第四第一号から第八号まで、第十号若しくは第十六号に掲げる鉛業務（遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。）を行う屋内作業場
五　（略）	五　（略）

○石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（作業の記録） 第三十五条　事業者は、石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から四十年間保存するものとする。	（作業の記録） 第三十五条　事業者は、石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業場において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から四十年間保存するものとする。
一　（略）	一　（略）
二　石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業に従事した労働者にあっては、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間	二　従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間
三　石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における作業（前号の作業を除く。以下この号において「周辺作業」という。）に従事した労働者（以下この号において「周辺作業従事者」という。）にあっては、当該場所において他の労働者が従事した石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業の概要及び当該周辺作業従事者が周辺作業に従事した期間	三　（略）
四　（略）	
（健康診断の実施） 第四十条　事業者は、令第二十二条第一項第三号の業務（石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に限る。）に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。	（健康診断の実施） 第四十条　事業者は、令第二十二条第一項第三号の業務（石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する業務に限る。）に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。
一～四　（略）	一～四　（略）

２　事業者は、令第二十二条第二項の業務（石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に限る。）に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、六月以内ごとに一回、定期に、前項各号に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

３　（略）

２　事業者は、令第二十二条第二項の業務（同項第一号の二に掲げる物又は同項第二十三号に掲げる物（同項第一号の二に係るものに限る。）に係るものに限る。）に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、六月以内ごとに一回、定期に、前項各号に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

３　（略）

○石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第百四十七号）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（作業の記録） 第三十五条　事業者は、石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から四十年間保存するものとする。 一　（略） 二　石綿等を製造し、又は取り扱う作業に従事した労働者にあっては、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間 三　石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における作業（前号の作業を除く。以下この号において「周辺作業」という。）に従事した労働者（以下この号において「周辺作業従事者」という。）にあっては、当該場所において他の労働者が従事した石綿等を製造し、又は取り扱う作業の概要及び当該周辺作業従事者が周辺作業に従事した期間 四　（略）	（作業の記録） 第三十五条　事業者は、石綿等を製造し、又は取り扱う作業場において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から四十年間保存するものとする。 一　（略） 二　従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間 三　（略）
（健康診断の実施） 第四十条　事業者は、令第二十二条第一項第三号の業務（特定石綿等の製造若しくは取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務又は製造等禁止石綿等を試験研究のために製造し、若しくは使用する業務に限る。）に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。 一～四　（略）	（健康診断の実施） 第四十条　事業者は、令第二十二条第一項第三号の業務（特定石綿等を製造し、若しくは取り扱う業務又は製造等禁止石綿等を試験研究のために製造し、若しくは使用する業務に限る。）に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。 一～四　（略）

2〜4　（略）

2〜4　（略）